

2007年3月19日

「ロシア連邦商工会議所プレゼンテーション」報告要旨

(社)ロシアNIS貿易会

ロシアNIS貿易会は、ロシア連邦商工会議所の代表団の来日を機に、ロシア市場進出に関心をお持ちになっている、またロシアに駐在員事務所、現地法人等の設立をご検討している日本企業の方々を対象に、2007年3月14日に如水会館でプレゼンテーションを開催致しました。その報告の要旨を、以下にご紹介いたします。

ロシア連邦商工会議所の外国企業に対するサービス と外国企業のロシアビジネスのための現行メカニズム

(講演要旨)

ロシア連邦商工会議所
外国企業認証局局长
Yu. N. デニセンコフ

ロシア連邦商工会議所は非国家的・非営利的組織で、ロシア連邦法『ロシア連邦における商工会議所について』および『ロシア連邦商工会議所定款』に定める目的と課題の実現のために会員を結集している。会議所が設立された目的はロシア連邦経済の発展促進、企業活動のための良好な環境整備、企業家とその社会的パートナーとの関係の調整、ロシアの企業家と外国の企業家の貿易・経済および科学技術関係の発展である。

ロシア商工会議所はビジネスと政権の対話に大きな関心を割いており、一連の権力機関に自己の代表を出している。すなわち、連邦議会の上下両院、大統領府および政府の諸機関、経済関係の省庁の参与会議、ロシア連邦社会院などである。

ロシア商工会議所に付属して企業活動の部門および方向別に34の委員会が設立され、活動している。

今日、ロシア商工会議所の系統内には次のものがある。

- 3万3,000を超す会員企業および社会団体
- ロシアのすべての地域にわたる173の領域的商工会議所
- 上記の領域的商工会議所が参加して設立され、地域レベルの企業活動サービス・インフラを構成している312の企業および会社
- 15カ国に開設されている16の在外駐在員事務所
- 7の合同商工会議所
- 外国との対外経済関係発展促進を目的とする30を超す実務会議

ロシア商工会議所はさまざまな国際団体の会員である。

ロシア商工会議所が参加して設立された次のような企業は外国でもよく知られている。

- 国際貿易センター
- エクスポセンター
- ソユズパテント
- ソユズエクスペルチーザ
- その他

外国企業は駐在員事務所の設置により、最小の費用でロシア市場に存在し、マーケティング調査を実施し、実務関係を結び、協定や具体的なプロジェクトを策定することが可能になる。駐在員事務所を通じてロシアにおける外国企業の透明なプレゼンスが保障される。

駐在認可の問題（すなわち、外国法人の駐在員事務所開設許可発給の問題）は、1993年7月7日付連邦法第5340-1号『ロシア連邦における商工会議所について』の第15条第3項によって調整済みである。

最近2年間に外国企業のロシア各地域への関心は著しく高まった。そしてここでも重要な役割を演じているのは、今日50を上回るロシア各都市で活動している外国企業駐在員事務所である。

自社駐在員事務所の活動許可を得た外国企業は、次の機関に登録しなければならない—国家税務局、国家登録諸機関、年金基金、強制医療保険および社会保険の各基金、国家統計諸機関。

外国企業がロシア商工会議所で自社駐在員事務所の開設許可を得るには、書類を提出する。これらの書類の一覧表はロシア商工会議所のサイトwww.tpprf.ruの「外国企業の駐在認可/ビザ」の部で知ることができる。そのほか、外国企業駐在員事務所の認可問題に関するあらゆる情報は、ロシア商工会議所外国企業駐在認可局の専門家の無料相談で得ることができる。その連絡先は次のとおり。

住所：St. Ilyinka, 6; 103684, Moscow City

電話：620-00-22, 620-02-60, 620-02-63 ファクス：620-01-70 E-mail：daif@tpprf.ru

ロシア商工会議所で開設認可を受けた駐在員事務所は、その日常活動において次の可能性を利用できる。

1. ロシアの銀行におけるルーブルおよび外貨の当座勘定開設
2. 会社の外国職員および駐在員事務所の外国職員、並びにその家族のためのビザ取得支援と出入国登録
3. 駐在員事務所外国職員の個人的駐在許可
4. 駐在員事務所用自動車輸送手段の国家機関における登録
5. ロシア商工会議所の各種業務、団体、企業への協力要請、必要なコンサルティング利用および情報入手
6. ロシア商工会議所の行事(会議、セミナー、会合)への参加
7. ロシア連邦のすべての地域における権力機関および企業と連絡をとるために領域的商工会議所の可能性を利用すること
8. ロシア商工会議所の情報資源の利用（ロシア語による情報：<http://www.tpprf.ru> / 英語による情報：<http://eng.tpprf.ru>）

ロシア商工会議所は2006年だけでほぼ160名の日本のビジネスマンにビザ取得支援を行った。そのうち135名は有効期限1年間の数次ビザを取得した。

ロシアにおける駐在員事務所、合併企業、現地法人設立のための手続きと現行税制について

(講演要旨)

ロシア連邦商工会議所
外国企業認証局専門家
A. V. ゴリチコワ

日本企業のロシア連邦における駐在員事務所認可の取得方法

ロシア連邦における外国企業駐在員事務所開設許可(すなわち駐在認可)を取得するのに必要な書類一式は、現行の1989年11月30日付政府決定第1074号に基づいて策定されたものである。

ロシア連邦商工会議所で駐在認可を取得するには、日本の会社は商工会議所の「外国企業駐在認可局」へ次の書類を提出する。

1. 会社指導者が署名した申請書。これには会社名、創立日、所在地、活動対象、定款により会社を代表する経営機関および指導部、駐在員事務所開設の目的、ロシアの取引先との実務関係および協力発展の見通しに関する情報が記載され、ロシア駐在員事務所の住所、電話、ファクスが明記されねばならない。
申請書はロシア語に翻訳したうえ、会社の用紙を使って作成し、指導部が署名する。
2. 商業登記簿謄本(会社に関する総括的年代順データもしくは一般情報)。すなわち当該会社が日本の法規に基づき登記済みであること、登記の年月日および場所、活動対象等を確認する書類(日本国法務省の支所で発行されるもの)。
3. 会社定款もしくは設立契約書。
4. ロシア駐在員事務所開設に関する会社の決定(役員会議事録、理事会議事録、会長もしくは社長命令の謄本)。
5. 駐在員事務所の内規と本社に対する権利および義務を規定する駐在員事務所に関する規則。
6. 会社との取引に関する情報を含む銀行の推薦状。
7. ロシアの取引相手の2通の推薦状(地域駐在員事務所を開設する場合には推薦状の1通は領域的商工会議所からの推薦状でもよい)。推薦状には日本の会社のロシア駐在員事務所開設許可についての陳情が含まれねばならない。

上の2、3、4、6に挙げられている書類は、日本が加盟している1961年ハーグ条約に基づき所定の手続きにより公証人によって証明され、アポストリーユによって認証されねばならない。日本ではアポストリーユは日本国外務省で交付される。日本語もしくは英語で作成された書類は所定の手続きによって証明された、相応するロシア語訳を持たねばならない。現在、この翻訳は原則としてロシアで行われている。とくに、ロシア商工会議所に付属して専門翻訳会社、TISインターナショナルが活動しており、その業務の1つとして世界のあらゆる言語からのあらゆる翻訳サービスと、それに続く公証人による翻訳証明のサービスが受けられる。この会社は50年にわたって翻訳部門でサービスを提供していたヴネシペレヴォード(住所: Office 529, St. Ilyinka, 5/2, Moscow City 電話: 606-77-46, 621-55-37)の伝統を受け継いでいる。

そのほか、外国企業はロシア商工会議所に対し、しかるべく証明された自社ロシア駐在員事務所長への委任状をロシア語に翻訳して提出する。

外国企業を代表してロシア駐在員事務所開設について交渉を行う外国企業の代表は、自己宛ての証明された委任状をロシア商工会議所へ提出する。

外国企業駐在員事務所の認可に関するロシア商工会議所の決定採択後、駐在員事務所の開設許可もしくは活動延期許可を得るまでに、外国企業はロシア商工会議所の承認された料金表に基づく所定手数料を支払う。

現在（1996年6月15日以降）、ロシア商工会議所における外国企業駐在員事務所認可の所定手数料は次のとおり。

1年間—1,500ドル

2年間—2,500ドル

3年間—3,500ドル

手数料支払い後、ロシア商工会議所は駐在員事務所で働く外国人職員の数（原則として5名以下）を明記した相応する期間の駐在員事務所開設許可書を発行する。

外資100%もしくは合併のロシア会社設立の方法

外資100%もしくは合併のロシア法人設立は、ロシア市場における外国企業のもう1つのプレゼンス形態である。その具体的な方式として了解されているのは、その設立者に外国法人でも外国自然人でもなることができるいわゆる有限会社（ООО）、非公開株式会社（ЗАО）、株式会社（АО）の設立である。

2001年8月8日付連邦法第129-FZ号『法人の国家登記について』第2条および2002年5月17日付ロシア連邦政府決定第319号『法人の国家登記を行う権限を持つ連邦行政機関について』に基づき、税務機関が法人登記の機能を実施している。

国家登記のための書類の受付は税務機関によって、直接、「申請者」（ロシア会社の設立者である外国企業指導者、設立される会社の指導者もしくは委任状なしでこの会社を代表する権利を持つ別の者）から行われる。

ロシアにおける会社設立の方法を理解するには、会社登記のプロセスの次のような基本的段階を確認しておく必要がある。

1. 法人の国家登記のために組織の設立文書およびその他の文書を準備すること。
2. 資本金（もしくはその一部）が金銭によって形成される場合、銀行に一時的（預金）口座を開設すること。
3. 法人の登記自体が同時に税務機関に登録されることを意味する。
4. 市中央印鑑登録原簿における印鑑調製。
5. ロシア連邦国家統計委員会統計情報加工・普及地域間総センター（GMTs Goskomstata Rossii）もしくはモスクワ市統計局（Mosgorkomstat）国家情報管区支部での登録。ここで各種統計コード番号が与えられる。
6. 「ロシア連邦社会保険基金」の機関での登録。
7. 「ロシア連邦年金基金」の機関での登録。
8. 「ロシア連邦強制医療保険」での登録。
9. 法人の決済口座開設。

ロシア会社の登記に必要な書類

- 所定の書式による国家登記申請書。
- 設立者総会議事録もしくは企業設立決定書（設立者が1名の場合）。
- 設立される企業の定款。

- 設立契約（設立者の数が2名以上の場合）
- ロシア企業を設立する外国企業の登記簿謄本。
- 国家手数料に関する領収書もしくは納付依頼書。
- 所定の書式による税務登録申請書。

国家登記と同時に、連邦税務局監督機関において納税者としての登録が行われる。

書類提出後5日以内に、次の書類が交付される。

1. 法人国家登記証明書、すなわち法人の単一国家登記簿に記載されたことに関する証明書（この場合は同時に基本的国家登記番号が与えられる）または国家登記却下に関する決定書
2. 税務登録および納税者番号交付に関する証明書
3. 税務監督機関で登録された定款
4. 国家登記簿の謄本

ロシア法人および外国企業駐在員事務所への課税

現在、ロシア連邦で行われている課税制度は1991～1992年に導入された。法律『ロシア連邦の税制の基礎について』および『ロシア連邦税法典』に基づき、税金は次のように分類される。

- 連邦税
- 地域税
- 地方税
- 特別税待遇

ロシアの税制で基本的地位を占めているのは間接税で、これには次のものが含まれる。

- 付加価値税（NDS, 2004年1月1日から税率18%）
- 物品税
- 関税

基本的な直接税は企業利潤税（2004年1月1日から税率24%）である。この税の経済的本質は税額が得られる利益に直接依存しており、投資プロセスと資本の増大プロセスに直接影響することにある。

組織資産税は直接税の変種で、税率の上限は2%から2.2%に引き上げられた（しかし、これを上回ることはない）。

輸送税の税率はロシア連邦各主体の法律によって、輸送手段のエンジン出力、総積載量あるいは輸送手段の категория に応じて定められている。

単一社会税（ESN）。ESNの税率は現在26%である。

個人所得税：

- 非居住者（居住許可証を持っていない）には
滞在日数180日未満の場合—税率30%
滞在日数180日超の場合—税率13%
- 居住者（居住許可証を持っている）—税率13%

駐在員事務所をつうじてロシア連邦で自社の活動を行っている外国企業は、今後同社の活動が税務機関によって、ロシア連邦法規、国際租税協定およびロシア連邦国家税務局指示第34号に基づいて課税対象と認定されるか否かにかかわらず、税務機関に登録する義務を負う。モスクワ市にある外国企業駐在員事務所は「連邦税務局モスクワ市担当第47地区間監督局」において登録する。

純粋に準備作業に従事している駐在員事務所は次の税を払う。

- 個人所得税（賃金基金に課せられる）
- 単一社会税
- 資産税（ロシア連邦領内の不動産資産に対する税）
- 輸送税

ロシアにおける駐在員事務所、合併企業、現地法人設立のための手続きと現行税制について

(講演要旨)

ロシア連邦商工会議所
外国企業認証局専門家
A. V. ゴリチコワ

日本企業のロシア連邦における駐在員事務所認可の取得方法

ロシア連邦における外国企業駐在員事務所開設許可(すなわち駐在認可)を取得するのに必要な書類一式は、現行の1989年11月30日付政府決定第1074号に基づいて策定されたものである。

ロシア連邦商工会議所で駐在認可を取得するには、日本の会社は商工会議所の「外国企業駐在認可局」へ次の書類を提出する。

8. 会社指導者が署名した申請書。これには会社名、創立日、所在地、活動対象、定款により会社を代表する経営機関および指導部、駐在員事務所開設の目的、ロシアの取引先との実務関係および協力発展の見通しに関する情報が記載され、ロシア駐在員事務所の住所、電話、ファクスが明記されねばならない。
申請書はロシア語に翻訳したうえ、会社の用紙を使って作成し、指導部が署名する。
9. 商業登記簿謄本(会社に関する総括的年代順データもしくは一般情報)。すなわち当該会社が日本の法規に基づき登記済みであること、登記の年月日および場所、活動対象等を確認する書類(日本国法務省の支所で発行されるもの)。
10. 会社定款もしくは設立契約書。
11. ロシア駐在員事務所開設に関する会社の決定(役員会議事録、理事会議事録、会長もしくは社長命令の謄本)。
12. 駐在員事務所の内規と本社に対する権利および義務を規定する駐在員事務所に関する規則。
13. 会社との取引に関する情報を含む銀行の推薦状。
14. ロシアの取引相手の2通の推薦状(地域駐在員事務所を開設する場合には推薦状の1通は領域的商工会議所からの推薦状でもよい)。推薦状には日本の会社のロシア駐在員事務所開設許可についての陳情が含まれねばならない。

上の2、3、4、6に挙げられている書類は、日本が加盟している1961年ハーグ条約に基づき所定の手続きにより公証人によって証明され、アポストリーユによって認証されねばならない。日本ではアポストリーユは日本国外務省で交付される。日本語もしくは英語で作成された書類は所定の手続きによって証明された、相応するロシア語訳を持たねばならない。現在、この翻訳は原則としてロシアで行われている。とくに、ロシア商工会議所に付属して専門翻訳会社、TISインターナショナルが活動しており、その業務の1つとして世界のあらゆる言語からのあらゆる翻訳サービスと、それに続く公証人による翻訳証明のサービスが受けられる。この会社は50年にわたって翻訳部門でサービスを提供していたヴネシペレヴォード(住所: Office 529, St. Ilyinka, 5/2, Moscow City 電話: 606-77-46, 621-55-37)の伝統を受け継いでいる。

そのほか、外国企業はロシア商工会議所に対し、しかるべく証明された自社ロシア駐在員事務所長への委任状をロシア語に翻訳して提出する。

外国企業を代表してロシア駐在員事務所開設について交渉を行う外国企業の代表は、自己宛ての証明された委任状をロシア商工会議所へ提出する。

外国企業駐在員事務所の認可に関するロシア商工会議所の決定採択後、駐在員事務所の開設許可もしくは活動延期許可を得るまでに、外国企業はロシア商工会議所の承認された料金表に基づく所定手数料を支払う。

現在（1996年6月15日以降）、ロシア商工会議所における外国企業駐在員事務所認可の所定手数料は次のとおり。

1年間—1,500ドル

2年間—2,500ドル

3年間—3,500ドル

手数料支払い後、ロシア商工会議所は駐在員事務所で働く外国人職員の数（原則として5名以下）を明記した相応する期間の駐在員事務所開設許可書を発行する。

外資100%もしくは合併のロシア会社設立の方法

外資100%もしくは合併のロシア法人設立は、ロシア市場における外国企業のもう1つのプレゼンス形態である。その具体的な方式として了解されているのは、その設立者に外国法人でも外国自然人でもなることができるいわゆる有限会社（ООО）、非公開株式会社（ЗАО）、株式会社（АО）の設立である。

2001年8月8日付連邦法第129-FZ号『法人の国家登記について』第2条および2002年5月17日付ロシア連邦政府決定第319号『法人の国家登記を行う権限を持つ連邦行政機関について』に基づき、税務機関が法人登記の機能を実施している。

国家登記のための書類の受付は税務機関によって、直接、「申請者」（ロシア会社の設立者である外国企業指導者、設立される会社の指導者もしくは委任状なしでこの会社を代表する権利を持つ別の者）から行われる。

ロシアにおける会社設立の方法を理解するには、会社登記のプロセスの次のような基本的段階を確認しておく必要がある。

10. 法人の国家登記のために組織の設立文書およびその他の文書を準備すること。
11. 資本金（もしくはその一部）が金銭によって形成される場合、銀行に一時的（預金）口座を開設すること。
12. 法人の登記自体が同時に税務機関に登録されることを意味する。
13. 市中央印鑑登録原簿における印鑑調製。
14. ロシア連邦国家統計委員会統計情報加工・普及地域間総センター（GMTs Goskomstata Rossii）もしくはモスクワ市統計局（Mosgorkomstat）国家情報管区支部での登録。ここで各種統計コード番号が与えられる。
15. 「ロシア連邦社会保険基金」の機関での登録。
16. 「ロシア連邦年金基金」の機関での登録。
17. 「ロシア連邦強制医療保険」での登録。
18. 法人の決済口座開設。

ロシア会社の登記に必要な書類

- 所定の書式による国家登記申請書。
- 設立者総会議事録もしくは企業設立決定書（設立者が1名の場合）。
- 設立される企業の定款。

- 設立契約（設立者の数が2名以上の場合）
- ロシア企業を設立する外国企業の登記簿謄本。
- 国家手数料に関する領収書もしくは納付依頼書。
- 所定の書式による税務登録申請書。

国家登記と同時に、連邦税務局監督機関において納税者としての登録が行われる。

書類提出後5日以内に、次の書類が交付される。

5. 法人国家登記証明書、すなわち法人の単一国家登記簿に記載されたことに関する証明書（この場合は同時に基本的国家登記番号が与えられる）または国家登記却下に関する決定書
6. 税務登録および納税者番号交付に関する証明書
7. 税務監督機関で登録された定款
8. 国家登記簿の謄本

ロシア法人および外国企業駐在員事務所への課税

現在、ロシア連邦で行われている課税制度は1991～1992年に導入された。法律『ロシア連邦の税制の基礎について』および『ロシア連邦税法典』に基づき、税金は次のように分類される。

- 連邦税
- 地域税
- 地方税
- 特別税待遇

ロシアの税制で基本的地位を占めているのは間接税で、これには次のものが含まれる。

- 付加価値税（NDS, 2004年1月1日から税率18%）
- 物品税
- 関税

基本的な直接税は企業利潤税（2004年1月1日から税率24%）である。この税の経済的本質は税額が得られる利益に直接依存しており、投資プロセスと資本の増大プロセスに直接影響することにある。

組織資産税は直接税の変種で、税率の上限は2%から2.2%に引き上げられた（しかし、これを上回ることはない）。

輸送税の税率はロシア連邦各主体の法律によって、輸送手段のエンジン出力、総積載量あるいは輸送手段のカテゴリーに応じて定められている。

単一社会税（ESN）。ESNの税率は現在26%である。

個人所得税：

- 非居住者（居住許可証を持っていない）には
滞在日数180日未満の場合—税率30%
滞在日数180日超の場合—税率13%
- 居住者（居住許可証を持っている）—税率13%

駐在員事務所をつうじてロシア連邦で自社の活動を行っている外国企業は、今後同社の活動が税務機関によって、ロシア連邦法規、国際租税協定およびロシア連邦国家税務局指示第34号に基づいて課税対象と認定されるか否かにかかわらず、税務機関に登録する義務を負う。モスクワ市にある外国企業駐在員事務所は「連邦税務局モスクワ市担当第47地区間監督局」において登録する。

純粋に準備作業に従事している駐在員事務所は次の税を払う。

- 個人所得税（賃金基金に課せられる）
- 単一社会税
- 資産税（ロシア連邦領内の不動産資産に対する税）
- 輸送税